

平成 25 年度 第 2 回 シカ 保護 管理 検討 委員会

日時 平成 25 年 9 月 11 日 (水) 13 時 30 分～

場所 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 第 4 次 シカ 保護 管理 計画 案 について

(2) 平成 25 年度 シカ 保護 管理 対策 について

(3) その他

4 閉 会

シカ保護管理検討委員会出席者名簿

平成25年9月11日(水)13:30～

区分	所 属	職 名	氏 名	出欠
学識 経験者	独立行政法人森林総合研究所 東北支所	生物多様性研究 グループ長	堀野 眞一	出
	国立大学法人岩手大学 農学	教 授	青井 俊樹	出
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代 表	宇野 壮春	出
関係 団体	岩手県鳥獣保護員協議会	会 長	藤澤 富男	出
	公益社団法人岩手県猟友会	副 会 長 兼 専 務 理 事	菅野 範正	出
	岩手県森林組合連合会	業 務 部 長	佐々木 信夫	出
	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営 農 対 策 部	部 長	千葉 丈	出
行政 機関	東北森林管理局 企画保全部保全課	課 長	津内口 雄士	出
	岩手県農林水産部 農業振興課	担い手対策課長	千葉 和彦	代理出席 林尻主査
	岩手県農林水産部 森林整備課	整 備 課 長	赤澤 由明	出
市町 村	盛岡市農林部農政課	課 長	佐々木 和則	出
	大船渡市 農林水産部農林課	課 長	尾 坪 明	代理出席 鈴木課長補佐
	遠野市 農林畜産部農業振興課	課 長	多 田 登	代理出席 佐々木主査
計 13名				
事務局	岩手県環境生活部自然保護課	総 括 課 長	小野寺 利幸	
		主 任 主 査	森 昌 弘	
		主 査	奥村 亮子	
		主 査	千田 啓介	
		主 査	佐藤 健	
		技 師	熊谷 恵太	
	岩手県環境保健研究センター	主任専門研究員	山内 貴義	
岩手県農林水産部森林整備課	主 任	鈴木 将人		

第4次シカ保護管理計画（案）

平成25年 月

岩 手 県

目 次

1	保護管理すべき鳥獣	1
2	計画の期間等	1
3	対象地域	1
4	計画作成の背景と目的	1
	(1) 計画作成の背景	1
	(2) 計画作成の目的	1
5	シカに関する現状	2
	(1) 生息状況	2
	(2) 捕獲状況	2
	(3) 狩猟者の動向	3
	(4) 被害状況	4
	(5) 自然植生への影響	5
6	第3次計画における取組の検証	6
	(1) 個体数の低減	6
	(2) 生息域拡大の抑制	6
	(3) 生息状況の把握	6
7	保護管理の目標	6
	(1) 基本目標	6
	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	7
8	目標を達成するための対策	7
	(1) 地域区分	7
	(2) 各地域区分の対策目標等	8
	(3) 個体数管理	8
	(4) 被害防除対策	9
	(5) 生息環境管理	10
	(6) モニタリング調査	10
	(7) 個体数推定手法の確立	10
9	計画の実施体制及び普及啓発等	11
	(1) 各機関の果たす役割	11
	(2) 普及啓発	11
	(3) 人材の確保育成	11

1 保護管理すべき鳥獣

ニホンジカ (*Cervus nippon*。以下「シカ」という。)

2 計画の期間

計画の期間は、上位計画である第 11 次鳥獣保護事業計画との整合を図るため、平成 25 年 11 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

3 対象地域

岩手県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

4 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

- ① 五葉山地域（大船渡市、陸前高田市、住田町及び釜石市。以下同じ。）のシカは、明治時代から昭和初期にかけての乱獲により著しく生息数が減少したため、県では関係機関と連携し、捕獲禁止をはじめとする各種の保護施策を実施した。

その結果、生息数が回復、更には増加に転じたため、昭和 60 年代から農林産物への被害が社会問題化し、増加した地域個体群による自然植生などの生態系への影響も懸念されるようになってきた。

- ② このような状況を踏まえ、県では副知事を委員長とするシカ対策委員会（平成 2 年）や学識委員によるシカ保護管理検討会（平成 6 年）を設置し、総合的な対策に取り組んできた。

平成 12 年には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画「五葉山地域のシカ保護管理計画」（計画期間：平成 12 年 11 月～平成 14 年 3 月、計画対象地域は 5 市町）を策定し、保護管理対策を強化してきた結果、農林業被害額は平成 5 年度の 6 億 7 千 5 百万円をピークに、その後減少してきた。

- ③ 一方、シカの生息域は五葉山地域からその周辺に拡大していたことから、平成 14 年に計画対象地域 15 市町村に拡大した「第二次五葉山地域のシカ保護管理計画」（計画期間：平成 14 年 11 月～平成 19 年 3 月、以下「第 2 次計画」という。）を策定し、各種保護管理対策に取り組んできたが、適正生息数を上回る頭数が生息していることや農業被害が増加傾向を示していること、第 2 次計画の対象区域外でもシカの生息が確認されていることから、平成 19 年に計画対象地域を全県に拡大した「第 3 次シカ保護管理計画」（計画期間平成 19 年 11 月～平成 25 年 3 月、以下「第 3 次計画」という。）を作成し、各種保護管理施策に取り組んできた。

※第 3 次計画の計画期間は、当初、平成 24 年 3 月までであったが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、次期計画策定に係る生息状況調査等の延期が余儀なくされたことから、計画期間を 1 年間延長し、平成 25 年 3 月までとしたものである。

- ④ 平成 25 年 3 月に五葉山地域における生息数調査を実施した結果、生息数が増加しており、また、生息域の全県域への拡大に伴い、農業被害も増加拡大していることから、引き続き保護管理事業を推進するため「第 4 次シカ保護管理計画」を作成するものである。

(2) 計画作成の目的

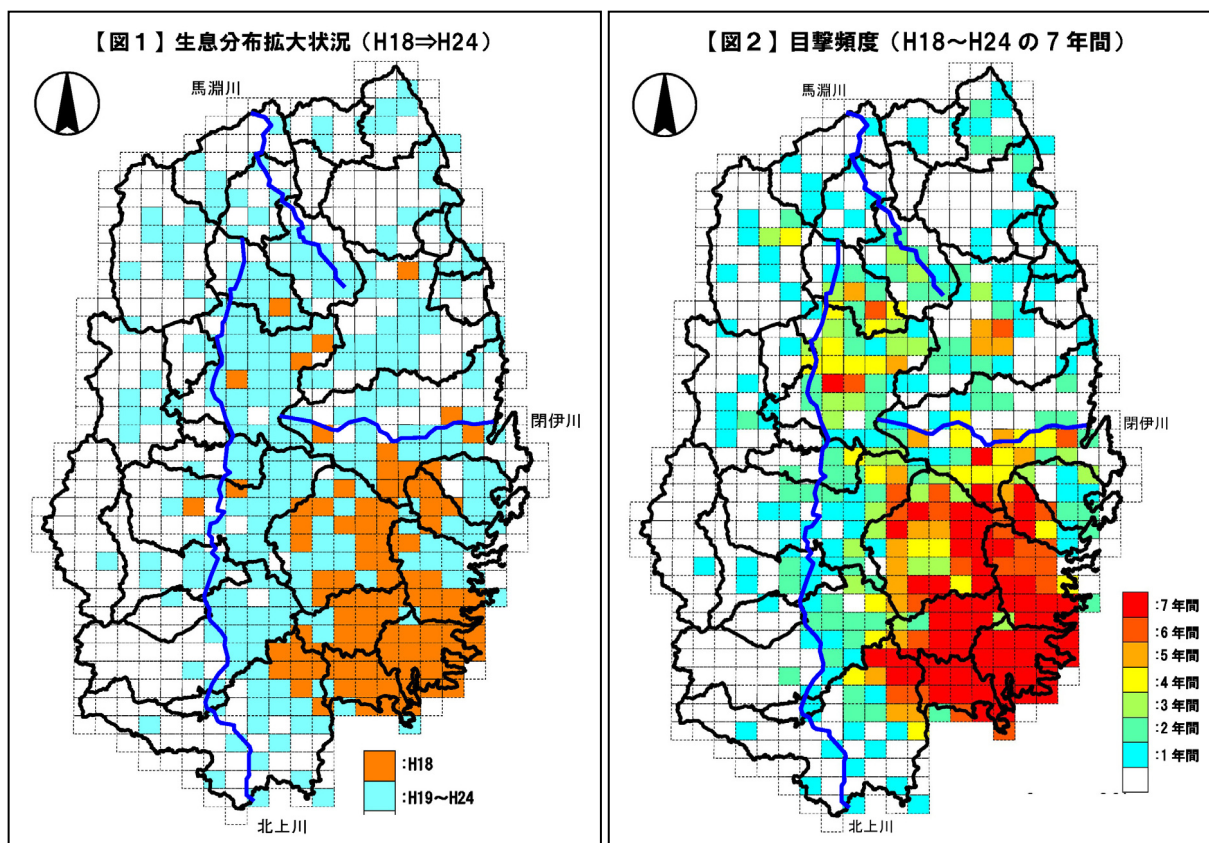
本県に生息するシカについて、科学的・計画的な保護管理を実施することにより、地域個体群の健全な維持、農林業被害等の低減、生息域拡大の抑制を図り、人とシカとの共生に資することを目的とする。

5 シカに関する現状

(1) 生息状況

① 生息分布

シカの生息分布状況は、捕獲情報や目撃情報によると、近年、県北部や北上川の西部においても確認されており、この数年の間にシカの分布が、ほぼ県内全域に拡大している。



② 生息数

五葉山地域の4市町及び遠野市の東部を含む約880km²の地域において、ヘリコプターを使用した直接観察法による生息数調査を実施しており、これまでの調査結果に基づく推定生息数は【表1】のとおりである。

平成25年3月の調査結果によると、推定生息数は平成19年3月の調査時を上回る結果となった。

【表1】生息数調査結果

(単位：頭)

調査年月	平成5年3月	平成9年3月	平成12年3月	平成19年3月	平成25年3月
推定生息数	8,500 (最尤法推定値)	7,800～9,200	7,700～8,800	5,000～7,100	7,400～11,100

(2) 捕獲状況

平成10年度以降のシカの捕獲状況は、【図3】のとおりである。

五葉山地域とそれ以外の区域(侵出抑制地区)に区分し、五葉山地域については個体数管理をおこなってきた。

五葉山地域においては、第2次計画期間中は平均捕獲頭数1,041頭に対し、第3次計画

期間中は約 1,563 頭と第 2 次計画期間中を上回る頭数が捕獲された。

侵入抑制地区については、年々捕獲数が増加しており、平成 10 年度の 9 頭に対し、平成 24 年度は 1,483 頭捕獲されている。

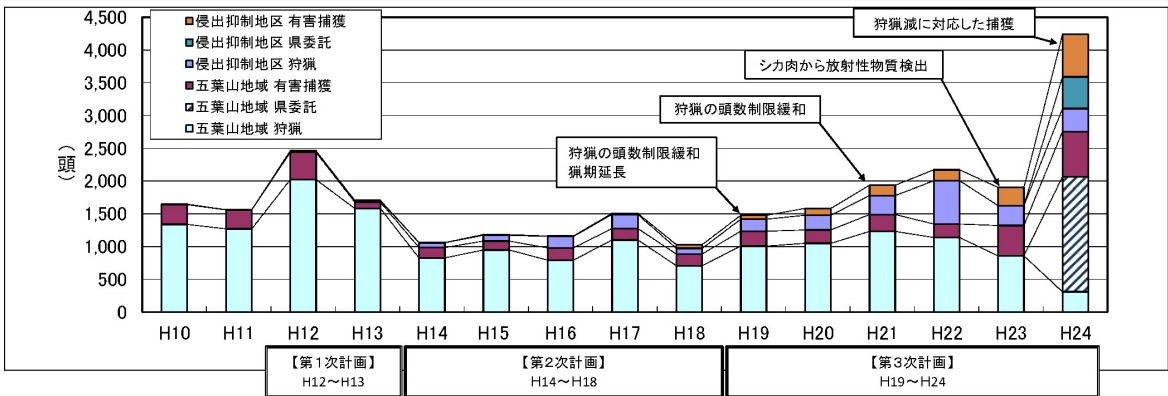
平成 23 年 3 月の原発事故の影響により、岩手県の県南地域を中心に、シカ肉から基準値を超える放射性物質が検出されており、平成 23 年度は狩猟による捕獲頭数が減少している。

平成 24 年 7 月に全県を対象としたシカ肉の出荷制限指示があり、狩猟による捕獲頭数の更なる減少が見込まれたことから、適切な個体数管理のため、狩猟期間に県による捕獲を実施し、平成 24 年度は前年度の 2 倍を超える 4,240 頭の捕獲となった。

【図3】シカ捕獲数の推移（管理区分別）

(単位:頭)

区分		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備考
五葉山地域	狩猟	1,339	1,270	2,021	1,584	825	947	792	1,102	707	1,007	1,051	1,231	1,137	857	309	
	県捕獲																1,758
	有害捕獲	300	290	417	95	160	136	187	173	178	228	204	258	207	466	690	
	計	1,639	1,560	2,438	1,679	985	1,083	979	1,275	885	1,235	1,255	1,489	1,344	1,323	2,757	
侵入抑制地区	狩猟	9	2	21	24	73	90	176	213	87	184	224	290	660	303	352	
	県捕獲																480
	有害捕獲	0	0	3	5	3	9	6	19	56	60	104	159	169	277	651	
	計	9	2	24	29	76	99	182	232	143	244	328	449	829	580	1,483	
合計	狩猟	1,348	1,272	2,042	1,608	898	1,037	968	1,315	794	1,191	1,275	1,521	1,797	1,160	661	
	県捕獲																2,238
	有害捕獲	300	290	420	100	163	145	193	192	234	288	308	417	376	743	1,341	
	合計	1,648	1,562	2,462	1,708	1,061	1,182	1,161	1,507	1,028	1,479	1,583	1,938	2,173	1,903	4,240	



(3) 狩猟者の動向

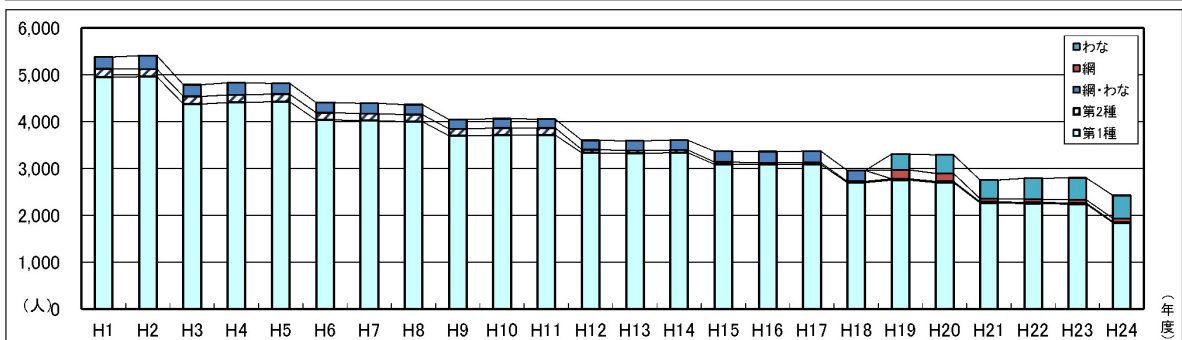
捕獲の担い手である狩猟者数は年々減少傾向を示しており【図4】、高齢化も進んでいる。

特に 60 歳以上の占める割合が、平成 22 年度以降に 6 割を超えており【図5】、今後、捕獲の担い手の急激な減少が懸念される。

なお、わな猟免許の所持者数は、平成 19 年度以降増加傾向を示している【図6】。

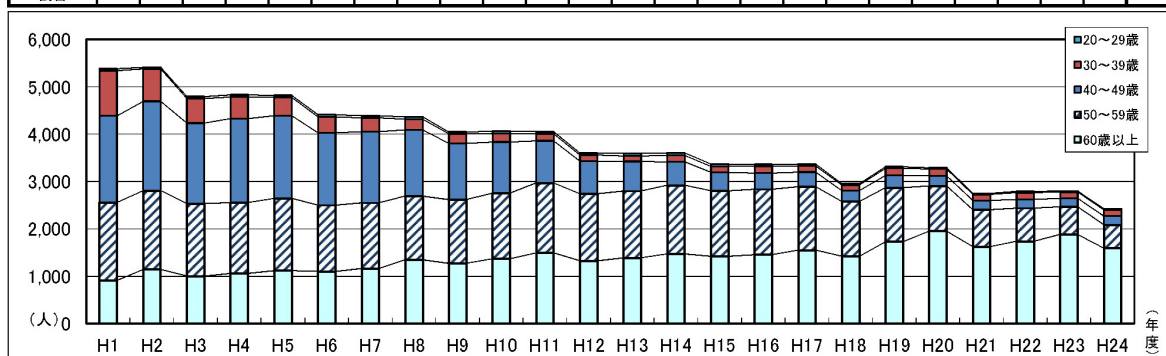
【図4】 狩猟免許所持者数の推移(免許種類別)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備考	
わな																				339	395	395	446	467	490	
網																				192	171	70	70	72	73	
網・わな	250	289	252	255	229	219	220	213	197	200	189	197	207	211	231	240	247	232								
第2種	186	164	161	164	162	154	151	151	149	153	148	70	62	56	50	35	34	25	27	25	23	23	22	19		
第1種	4,948	4,962	4,380	4,412	4,429	4,039	4,022	4,002	3,701	3,711	3,719	3,335	3,324	3,340	3,088	3,088	3,090	2,700	2,753	2,701	2,265	2,254	2,239	1,844		
計	5,384	5,415	4,793	4,831	4,820	4,412	4,393	4,366	4,047	4,064	4,056	3,602	3,593	3,607	3,369	3,363	3,371	2,957	3,311	3,292	2,753	2,793	2,800	2,426		



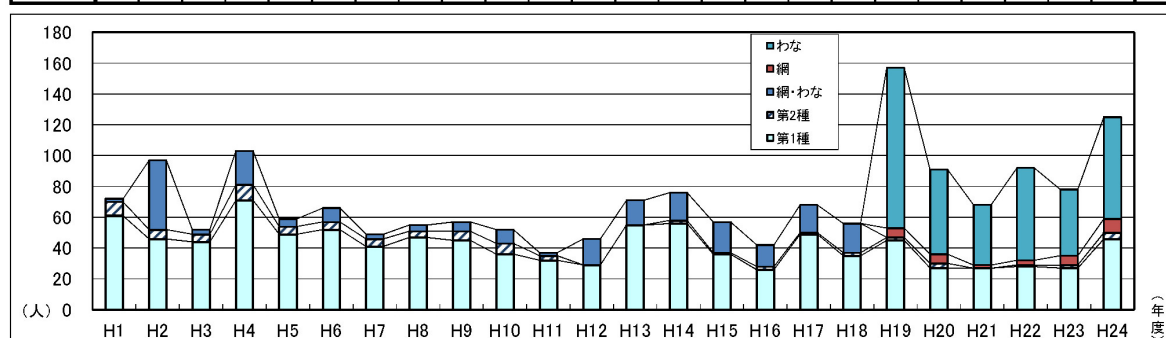
【図5】 狩猟免許所持者数の推移(年齢別)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備考
20～29歳	43	36	41	43	42	47	48	48	38	46	47	39	52	55	48	44	41	28	34	24	22	24	19	21	
30～39歳	952	684	519	459	386	333	291	224	201	182	149	132	117	136	125	142	130	118	146	149	130	147	132	133	
40～49歳	1,830	1,884	1,698	1,773	1,750	1,532	1,502	1,400	1,188	1,082	889	687	623	493	391	338	307	231	258	210	194	183	179	185	
50～59歳	1,647	1,667	1,531	1,495	1,524	1,399	1,389	1,345	1,349	1,384	1,480	1,416	1,411	1,451	1,382	1,385	1,341	1,158	1,142	954	781	700	589	493	
60歳以上	912	1,144	1,004	1,061	1,118	1,101	1,163	1,349	1,271	1,370	1,491	1,328	1,390	1,472	1,423	1,454	1,551	1,421	1,731	1,955	1,626	1,739	1,881	1,594	
計	5,384	5,415	4,793	4,831	4,820	4,412	4,393	4,366	4,047	4,064	4,056	3,602	3,593	3,607	3,369	3,363	3,370	2,956	3,311	3,292	2,753	2,793	2,800	2,426	
60歳以上の割合	17%	21%	21%	22%	23%	25%	26%	31%	31%	34%	37%	37%	39%	41%	42%	43%	46%	48%	52%	59%	59%	62%	67%	66%	



【図6】 狩猟免許新規取得者数の推移(免許種類別)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備考
わな																				104	55	39	60	43	66
網																				6	6	2	3	6	9
網・わな	2	45	3	22	5	9	3	4	6	9	2	17	16	18	20	14	18	19							
第2種	9	6	5	10	5	5	5	4	6	7	3	0	0	2	1	2	1	2	2	3	0	1	2	4	
第1種	61	46	44	71	49	52	41	47	45	36	32	29	55	56	36	26	49	35	45	27	27	28	27	46	
計	72	97	52	103	59	66	49	55	57	52	37	46	71	76	57	42	68	56	157	91	68	92	78	125	



(4) 被害状況

① 林業被害

シカによる林業被害は、主にスギ、カラマツなどの造林木の芽や葉及び原木しいたけの食害である。被害額は平成5年度の6億5,300万円(実損面積:547ha)をピークに、その後は減少が進み、平成11年以降1,000万円から4,000万円で推移し、平成24年度は577万円となっている【図7】。

これは新植造林面積の縮小に伴い食害を受けやすい幼齢林(I・II齢級林、10年生以下の幼木)が減少していることなどが要因の一つと考えられる。

林業被害防止対策として、補助事業を活用した侵入防止柵の設置や忌避剤の散布が実施されている。

② 農業被害

シカによる農業被害は、水稻、野菜、飼料作物及び豆類などの食害である。被害額は昭和63年度から平成4年度まで5,000万円前後で推移し、その後800万円から2,000万円程度まで減少した。平成14年以降増加傾向を示し、平成20年度以降は15,000万円前後で推移し、平成24年度は28,000万円と急激に増加している【図7】。

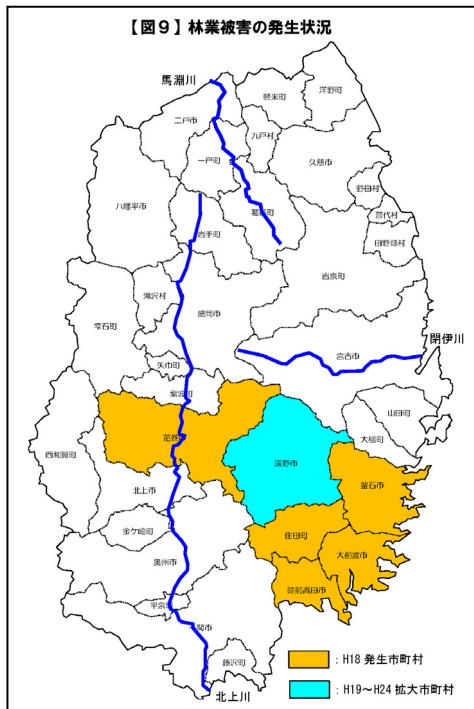
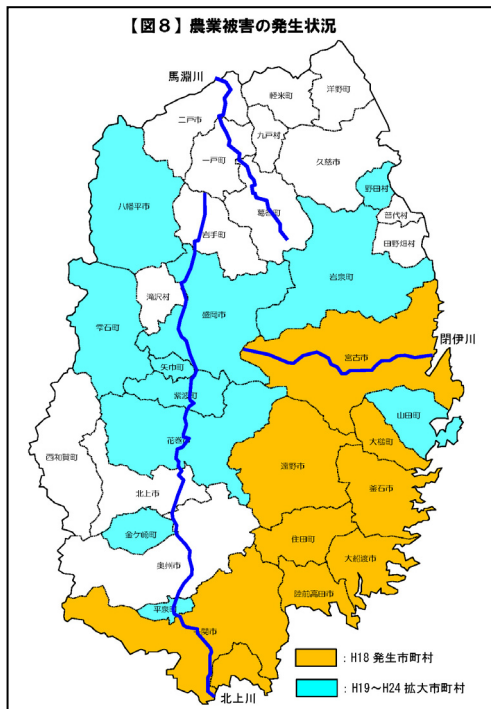
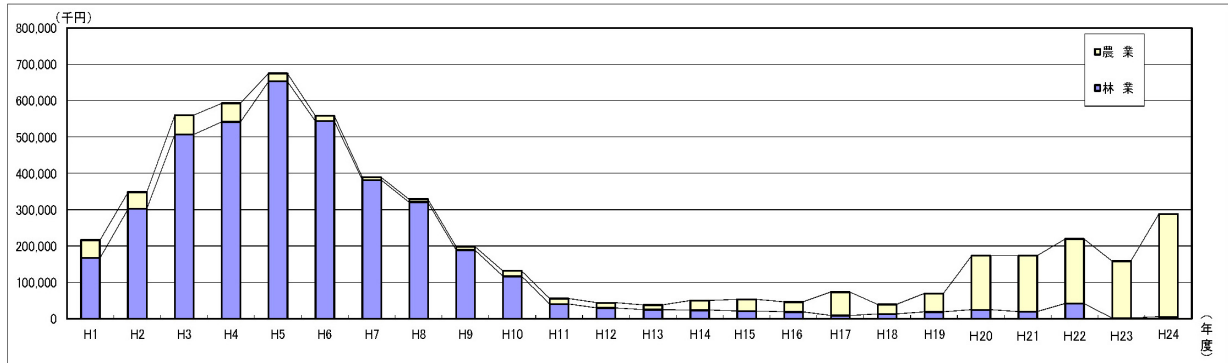
また、生息域の拡大に伴い、農業被害発生市町村数が増加している【図8】。

農業被害対策のため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号）（以下「鳥獣被害防止特措法」とする。）が平成19年に施行され、市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づき作成する被害防止計画により、侵入防止柵の設置などの被害防止対策を実施している。

【図7】シカによる農林業被害の推移

（単位：千円）

年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	備考
林業	166,747	301,985	506,903	541,557	652,884	543,916	381,632	320,657	189,138	117,338	40,434	29,957	25,327	24,005	21,385	19,107	9,165	13,366	19,004	24,929	19,914	42,487	1,881	5,773	
農業	49,354	46,162	52,754	51,077	22,233	14,146	7,816	8,175	9,527	14,582	15,301	14,435	12,803	26,393	32,270	27,296	64,582	26,290	51,020	148,274	153,927	177,304	156,515	282,620	
合計	216,101	348,147	559,657	592,634	675,117	558,062	389,448	328,832	198,665	131,920	55,735	44,392	38,130	50,398	53,655	46,403	73,747	39,656	70,024	173,203	173,841	219,791	158,396	288,393	



(5) 自然植生への影響

早池峰山の周辺地域等において、シカの生息数が増加しており、早池峰山の高山植物等に食痕が確認されるなど、自然植生への影響が懸念されている。

6 第3次計画における取組の検証

(1) 個体数の低減

これまで、五葉山地域におけるシカの個体数低減を図るため、平成19年3月に調査した推定生息数に基づき捕獲目標を設定のうえ、狩猟規制緩和等により捕獲を推進し、毎年、ほぼ捕獲目標を達成してきたが、平成25年3月に実施した生息数調査の結果、生息数が増加傾向を示す結果となった【表1】。

環境省が定めた「特定鳥獣保護管理計画作成のガイドライン（ニホンジカ）」によると、現在利用されている主な個体数推定手法は、多くの場合、生息密度・生息数を過小に評価する傾向にあり、捕獲目標自体がシカ個体数を減らすほどの規模となっていないことや、乱獲を警戒し、徐々に減らそうとする計画であるため、モニタリングによっても個体群の変化を直ちに把握できず、目標や計画の修正が大幅に遅れてしまうことが多いとされている。

平成25年3月に実施した生息数調査の結果、個体数が増加傾向を示している状況を見ると、当県においても同様な状況となっているものと推測される。

(2) 生息域拡大の抑制

生息域の拡大を抑制するため、五葉山地域以外を侵出抑制地区と位置付け、狩猟規制の緩和を行い、狩猟による捕獲の推進を図ってきたが、ほぼ全県で生息が確認される結果となった。

生息域拡大を抑制するためには、侵入初期段階の対応が重要であるが、その段階はシカの生息密度が低いことから、効果的な捕獲が難しく、また、被害が軽微であり顕在化しないことや目撃機会が少ないこと等から地域の危機意識の高まりも十分でないことが多く、対応が遅れる結果となった。

また、侵出抑制地区として広大な面積を一つの区域に区分していたが、生息域の拡大が進行するにつれ、様々な生息状況が混在することとなり、生息状況に応じたきめ細やかな対応が必要となった。

(3) 生息状況の把握

シカの生息域の中心である五葉山地域では、個体数管理のためヘリコプター調査による生息数の把握を実施してきた。

それ以外の地域では、目撃情報の収集による生息域の把握を中心として実施してきたが、生息域拡大や生息数増加に伴い、生息数を把握及び計画的な個体数管理が必要な状況となった。

なお、五葉山地域で実施してきたヘリコプター調査を全県に拡大して実施することは経費や労力の面から困難であり、県内全域の生息数を把握するためには、新たに広大な県土に峻険な地形を有する本県に適合的な個体数推定手法の確立が必要である。

また、野生動物の個体数推定には、常に不確実性が存在しており、着実な個体数低減を図るためには、継続的なモニタリング調査により生息状況の推移を把握し、個体数管理の実施状況を検証する必要があることから、生息域の拡大に対応したモニタリング調査の実施が必要である。

7 保護管理の目標

(1) 基本目標

長期的には、地域個体群を健全に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図り、人とシカと

の共生を目的とするが、シカの生息数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、短期的な目標として、本計画期間の目標を次の通りとする。

- ① 捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制
- ② 侵入初期段階における早期の対応による生息域及び農林業被害の拡大の抑制
- ③ 生息域の拡大に対応したモニタリング調査の実施と個体数推定手法の確立

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

シカの生息数が増加傾向を示していることから、早急に、生息数の減少に必要な捕獲数を確保していく必要がある。五葉山地域以外においては、生息数や生息密度など生息状況を示す数値が不明であり、計画的な個体数管理の実施が困難であることから、当面、最大限の捕獲努力による強力な捕獲圧を加えたうえで、モニタリング結果を見ながら捕獲圧を調整する。なお、効果的に生息数を減少させるため、メスジカの捕獲を推進する。

※生物多様性確保の観点から絶滅させることがないよう、暫定的に IUCN（国際自然保護連合）の基準を参考とし、五葉山地域における生息数が 1,000 頭を下回らないようにする。

また、個体数管理だけでは、農林業被害を早急に軽減することが困難であることから「**個体数管理**」に加え、「**被害防除対策**」及び「**生息環境管理**」の各種対策を総合的に実施する。

併せて、効果的かつ継続的に対策を実施するためには地域主体の取組が欠かせないことから「**地域ぐるみの被害防止対策**」の体制整備を促進する。

8 目標を達成するための対策

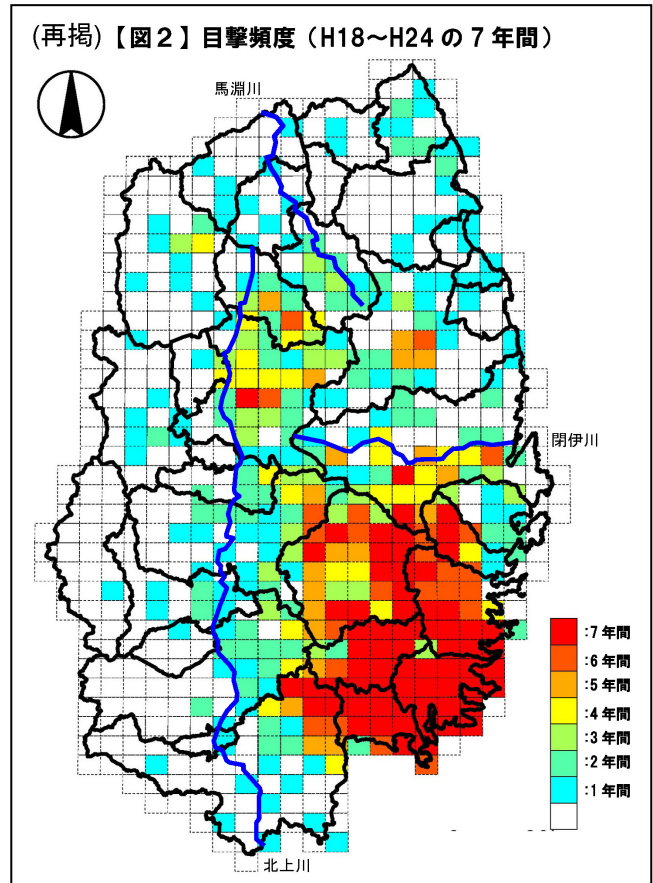
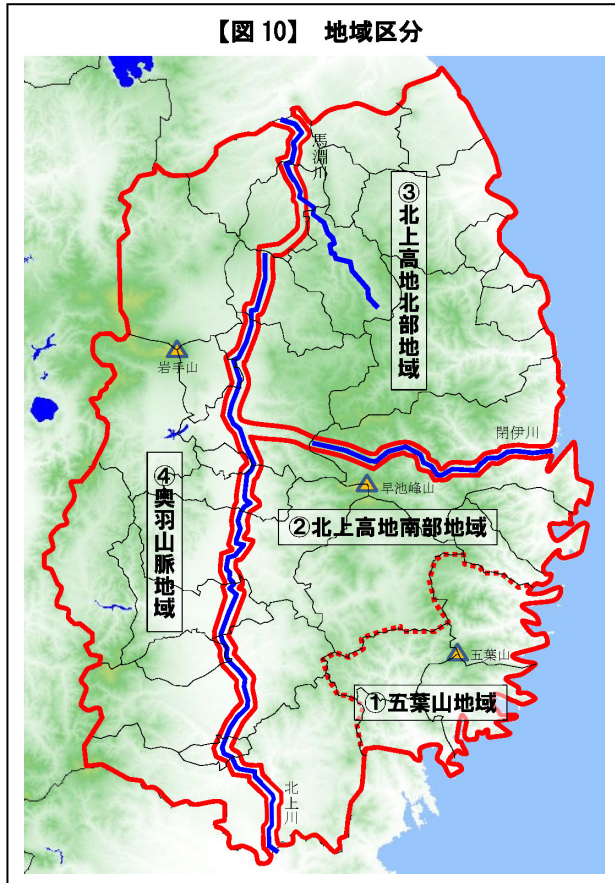
(1) 地域区分

本県におけるシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっていることから、各地域の実態に応じた保護管理を進めるため、分布状況等から一定程度の移動障害となっていると考えられる大規模な河川をもって大きく3つに区分する【表2】、【図10】。

さらに、生息状況や歴史的経過から見て、岩手県における生息分布の中心である五葉山地域の区分も設定するものとする。

【表2】地域区分

区分	区域
①五葉山地域	大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市
②北上高地南部地域	閉伊川、北上川に囲まれた区域
③北上高地北部地域	閉伊川、北上川、馬淵川(平糠川)
④奥羽山脈地域	北上川、馬淵川(平糠川)以西の区域



(2) 各地域区分の対策目標等

生息状況等に応じて、対策の目標等が異なることから、各地域区分に目標等を設定するものとする【表3】。

なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な運用とならないよう各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じるものとする。

【表3】 地域区分別の対策目標及び重点対策

地域区分	生息状況等		目標	重点対策
北上高地南部	高密度段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生息数の多い状態が継続 ・被害が恒常的に発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・早急な個体数低減 ・被害の軽減 	捕獲圧の強化と農地周辺の定着解消
北上高地北部	定着段階	<ul style="list-style-type: none"> ・定着が進み、徐々に生息数が増加し、急増地域も発生 ・被害も徐々に増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大防止 ・被害の拡大防止 	生息数増加地域の解消と被害への早期対応
奥羽山脈	侵入初期段階	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、目撃情報が寄せられ始めた地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・定着防止 ・被害の発生防止 	早期発見と早期対応

(3) 個体数管理

① 狩猟による捕獲の促進

狩猟による捕獲を促進するため、以下のとおり狩猟規制の緩和を行う。

ア 狩猟期間の延長

シカに係る狩猟期間を以下のとおり延長する。

平成25年度 : 11月15日から3月31日まで

平成26年度以降 : 11月1日から3月31日まで

※狩猟者登録事務手続きの関係で、狩猟期間の開始日を11月1日に延長することは平成26年度からの施行とする。

イ 捕獲数制限の緩和

1日1人当たりの捕獲制限を設けないこととする。

ウ シカ肉の放射性物質検査の実施

原発事故の影響により、シカ肉から放射性物質が検出され、狩猟意欲の減退につながっていることから、シカ肉の放射性物質検査を行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について情報提供を行う。

② 有害捕獲の効果的な実施

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。

特に農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

ア 農地周辺のシカの定着解消

農地周辺に定着したシカによる継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の軽減に向けて、シカの定着解消のため農地周辺での有害捕獲を優先的に実施する。なお、銃器の使用が困難な農地周辺等においては、わなを使用した捕獲を推進する。

イ 地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺においてわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を推進する。

ウ 予察捕獲の推進

被害が発生しない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を推進する。

③ 捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の保護管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進するとともに、狩猟免許取得後の技術向上に向けて講習会を開催する等関係機関等と連携を図りながら、狩猟者の確保・育成を推進する。

また、鳥獣被害防止対策実施隊の設置を推進し、有害捕獲の実施体制の整備を図る。

(4) 被害防除対策

① 農林業被害対策

ア 侵入防止柵の設置の推進

農林業被害の低減を図るためには、個体数管理だけでは困難なことから、侵入防止柵設置を中心とした被害防除対策を推進する。

なお、設置された侵入防止柵の破損箇所からシカが侵入することから、適切な維持管理に努めるとともに、侵入防止柵の設置に当たっては、維持管理のしやすさを考慮するものとする。

イ 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防除対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被害情報の収集、面的な侵入防止柵の設置、侵入防止柵設置後の継続的な維持管理な

ど地域が一体となった取組みが重要であることから、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

② 自然植生被害対策

早池峰山の高山植物が被害を受ける危険性が高まっていることから、生息数が増加している周辺部において、関係機関が連携して捕獲圧を高め、個体数低減に努めるとともに、目撃情報や被害情報の収集を継続し、高標高部への侵入を注視していく。

(5) 生息環境管理

① シカを寄せ付けない環境づくり

鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い緩衝帯を設置するなど、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、シカの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを推進する。

② 個体数増加の防止

草地造成や森林伐採、放棄され草地化した農地、法面等の緑化により作り出された草地は、餌量の多い環境となっていることから、個体数の急激な増加の引き金となり、草地周辺において高密度化している地域が発生している。

効果的に個体数を低減させるため、草地が個体数増加の要因とならないよう関係機関が連携し、対策を推進する。

(6) モニタリング調査

保護管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な保護管理施策を推進するため、生息状況や被害状況、生息数等について、モニタリング調査を継続的に実施する。

モニタリング調査の結果をもとに保護管理対策の評価を行うとともに、保護管理計画に反映（フィードバック）させる。

これまでのモニタリング調査は、五葉山地域を重点的に実施してきたが、生息域の拡大に対応するため、モニタリング調査を県内全域に拡大して実施する。

【表4】モニタリングの内容

項目	内容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率を把握することにより、個体数の増減、分布状況の指標とする。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする
③ 生息密度の把握	区画法や糞塊法により生息密度の変化を把握し、個体数の増減の指標とする。
④ 植生の被食状況の把握	植生（ササ）の被食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響の指標とする。
⑤ 捕獲個体等の分析	狩猟及び有害捕獲された個体について、年齢・栄養状態を分析し、個体群状況の指標とする。
⑥ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握

(7) 個体数推定手法の確立

県内全域を対象とした計画的な個体数管理の実施に向けて、広大な県土に峻険な地形を有する本県に適合的な個体数推定手法を確立する。

なお、手法の確立に当たっては、最新の統計解析技術を用いた精度の高い個体数推定手法など先進研究事例等を参考にするものとする。

9 計画の実施体制及び普及啓発等

保護管理計画の目的を達成するため地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理等の保護管理施策の実施に取り組む。

(1) 各機関・団体等の果たす役割

① 県

県は、保護管理計画の作成及び見直し、狩猟の促進など各種保護管理施策の実施やモニタリング、個体数推定手法等の調査研究を行うとともに、実施結果の取りまとめや分析を行う。

また、シカの生態や被害防除方法等について情報収集し、市町村や農林業関係団体等に提供する。

② 市町村

市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、地域の状況に応じた有害捕獲や防護網設置等の被害防除対策及び生息環境管理を関係団体と連携のうえ、総合的に実施する。なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

また、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県関係部局と連携し、体制づくりに取り組む。

③ 狩猟者団体

個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、保護管理計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

また、県が行う捕獲・生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

④ シカ保護管理検討委員会

学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するシカ保護管理検討委員会は、保護管理計画の作成及び見直し並びに各種保護管理施策について、必要な検討及び助言を行う。また、県が行うモニタリング結果の評価・分析を行う。

(2) 普及啓発

保護管理計画を適切に推進するためには、本計画の内容について広く県民に周知を図る必要がある。特に、シカの分布が拡大している地域において農林業被害の発生を予防するためには、シカの生態や効果的な防除方法、未利用草地等の生息環境管理についての普及啓発が重要である。

このため、県、市町村及び関係団体等が連携し、研修会の開催や各種広報媒体等の活用を通じて普及啓発に努める。

(3) 人材の確保育成

狩猟や有害捕獲といった個体数管理の重要な担い手である狩猟者が減少・高齢化していることから、県、市町村及び狩猟者団体が連携を図りながらその確保・育成に努める。

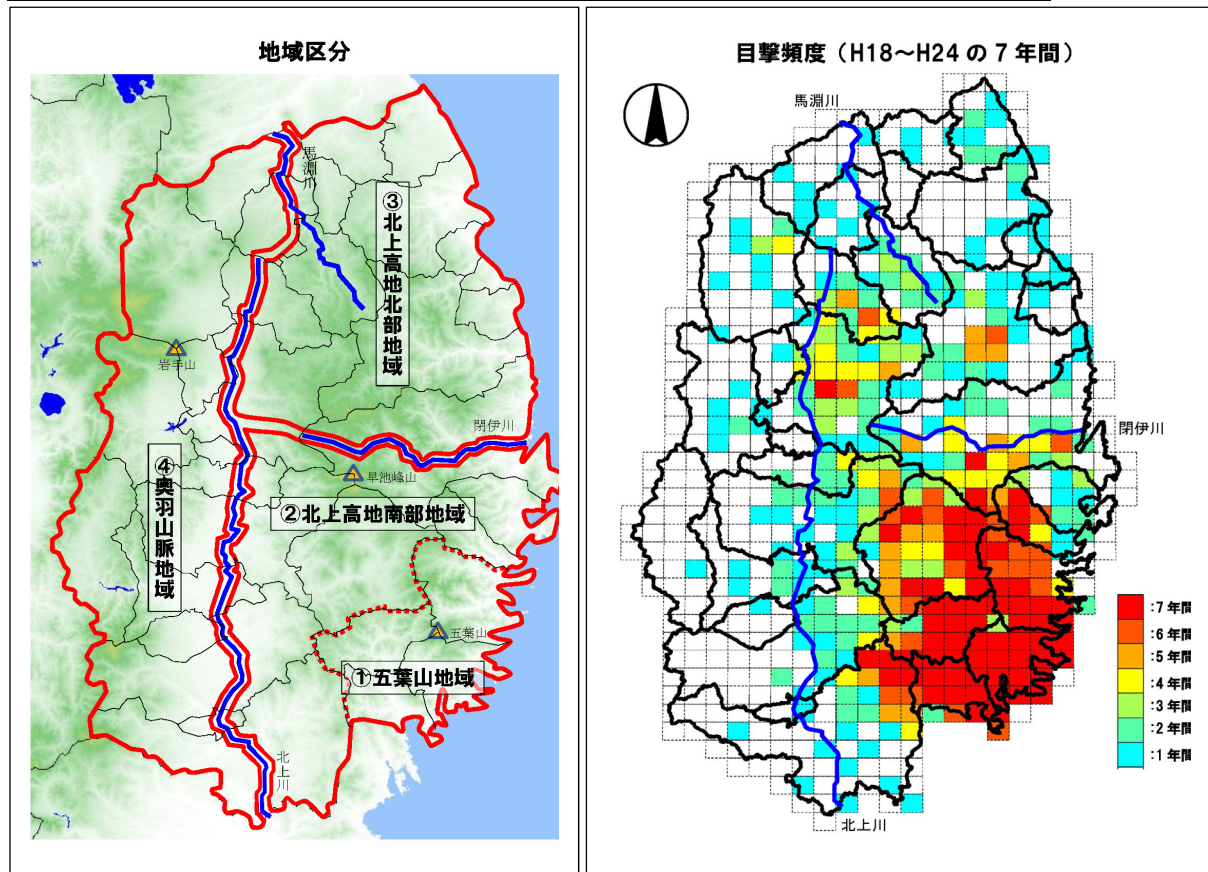
また、地域ぐるみの被害防止対策を効果的に行うため、鳥獣の生態や被害防止技術を理解し、的確な対策を実践・指導できる地域リーダーの確保・育成に努める。

平成25年度のシカ保護管理対策（案）について

1 地域区分

(1) 地域区分

区分	区域
①五葉山地域	大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市
②北上高地南部地域	閉伊川、北上川に囲まれた区域
③北上高地北部地域	閉伊川、北上川、馬淵川(平糠川)
④奥羽山脈地域	北上川、馬淵川(平糠川)以西の区域



(2) 各地域区分の対策目標等

生息状況等に応じて、対策の目標等が異なることから、各地域区分に目標等を設定するものとする。
 なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な運用とならないよう各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じるものとする。

地域区分別の対策目標及び重点対策

地域区分	生息状況等	目標	重点対策
北上高地南部	高密度段階 ・生息数の多い状態が継続 ・被害が恒常的に発生	①早急な個体数低減 ②被害の軽減	捕獲圧の強化と 農地周辺の定着解消
北上高地北部	定着段階 ・定着が進み、徐々に生息数が増加し、急増地域も発生 ・被害も徐々に増加	①生息域の拡大防止 ②被害の拡大防止	生息数増加地域の解消と被害への早期対応
奥羽山脈	侵入初期段階 ・近年、目撃情報が寄せられ始めた地域	①定着防止 ②被害の発生防止	早期発見と早期対応

2 個体数管理

(1) 捕獲目標

シカの生息数が増加傾向を示しており、早急に、生息数の減少に必要な捕獲数を確保するため、捕獲を強化することとし、平成25年度の捕獲目標を以下のとおりとする。

捕獲目標を達成できるよう、関係機関が連携して、最大限の捕獲圧をかけることとする。

なお、捕獲に当たっては、効果的に個体数を低減するため、メスジカの積極的な捕獲に努めることとする。

H25捕獲目標

		H25捕獲目標	H24捕獲実績	増加率	備考
全県		7,700頭	4,240頭	—	
内訳	五葉山地域	5,000頭	2,757頭	1.81	推定生息数の11,100頭を3年間で低減するように、個体数推移シュミレーションにより算出
	それ以外	2,700頭	1,483頭	—	推定生息数が分からないことから、五葉山地域の増加率を準用して設定

(2) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、以下のとおり狩猟規制を緩和する。

狩猟規制の緩和内容

項目	第2次計画 (H14.11策定)	第3次計画 (H19.11策定)	第3次計画 (H21変更)	第4次計画 (H25.11施行)
シカの狩猟期間延長	計画地域※ 12月1日～2月末日 計画地域外 12月1日～2月15日	全県下 11月15日～2月末日	全県下 同左	全県下 11月15日～3月末日
捕獲数制限の緩和	1日1人当たり捕獲頭数 ・個体数調整地区1頭 (オス又はメス1頭) ・侵出抑制地区2頭 (オスは1頭以内) ・計画地域外1頭(オス)	1日1人当たり捕獲頭数 ・個体数調整地区2頭 (オスは1頭以内) ・侵出抑制地区3頭 (オスは1頭以内)	1日1人当たり捕獲頭数 ・個体数調整地区3頭 (オスは1頭以内) ・侵出抑制地区5頭	1日1人当たり捕獲頭数 制限を設けない

※第2次計画の計画地域は別紙参照

② 休猟区等の見直し

休猟区や鳥獣保護区等がシカの逃げ場となっており、シカ捕獲の妨げとなっているとの意見があることから、地域の意見等を聴きながら、必要に応じて見直しを進める。

休猟区数の推移（単位：件、ha）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25予定
件数	105	83	60	60	12	15
面積	235,312	183,617	144,123	144,123	28,694	30,508

③ シカ肉の放射性物質検査の実施

原発事故の影響によりシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、狩猟意欲の減退につながっていることから、シカ肉の放射性物質の検査を行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について、情報提供を行う。

シカ肉の放射性物質検査検体数（単位：件）

	H23	H24	H25予定
検体数	22	52	73

④狩猟頭数の減少に対応した捕獲の実施

狩猟頭数の減少に対応し、狩猟による捕獲促進のため、県が公益社団法人岩手県猟友会に捕獲を委託して実施する。

狩猟期間中の県委託による捕獲

	H24実績	H25予定
捕獲数	2,238	2,300
対象地域	6市町村	全県

※H24 対象：6市町村（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、遠野市、一関市）
シカ肉から基準値を超える放射性物質が検出された市町村

(3) 有害捕獲

被害軽減及び被害発生地の拡大防止のため、以下のとおり有害捕獲を実施する。

実施に当たっては、被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。

特に農業被害が継続して発生している地域においては、農地（被害発生地）周辺において、重点的な捕獲に努める。また、生息域が拡大している地域においては、被害を未然に防止するため、予察捕獲を推進する。

①有害捕獲実施計画

平成25年度有害捕獲実施計画（市町村別）

事業名	財源	事業主体	五葉山地域				小計	遠野市	大槌町	宮古市	山田町	一関市	平泉町	奥州市	北上市	花巻市	紫波町	盛岡市	岩手県	岩手町	葛巻町	雫石町	釜石市	小計	計
			大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市																			
緊急雇用事業 (シカパトロール)	国	市町村		150			150																	0	150
鳥獣被害防止緊急 捕獲等対策事業	国	地区協議会	400	250	250	355	1,255	300	40	70		300	頭数 未定	50		100		30	50				30	970	2,225
鳥獣被害防止 総合対策事業 (実施隊一斉捕獲)	国	地区協議会			100		100	30														頭数 未定		30	130
市町村単独事業	市町村	市町村	200		200		400				20				20		頭数 未定			30	5	頭数 未定		75	475
シカパトロール 事業	県+ 市町村	市町村、地 区協議会	50			45	95		頭数 未定								頭数 未定	頭数 未定				頭数 未定		0	95
広域一斉捕獲	県	県					0																	0	0
計			650	400	550	400	2,000	330	40	70	20	300	0	50	20	100	0	30	50	30	5	0	30	1,075	3,075

②有害捕獲関連対策

H25有害捕獲関連実施計画(市町村別)

実施内容	事業名	事業主体	市町村別																					
			大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	遠野市	大槌町	宮古市	山田町	一関市	平泉町	奥州市	北上市	花巻市	紫波町	盛岡市	岩泉町	岩手町	葛巻町	金ヶ崎町	矢巾町	雫石町	
わな購入	市単独事業	市町村、地域協議会	●	●	●		●					●	●	●			●		●				●	●
わな捕獲状況撮影機材購入	鳥獣被害防止総合対策事業	地区協議会	●																					
生息状況調査	地域ぐるみの捕獲推進モデル事業	地域協議会					●																	
捕獲技術向上研修会(実施隊、新規取得者)	地域ぐるみの捕獲推進モデル事業	地域協議会					●																	
わな捕獲補助者研修会	地域ぐるみの捕獲推進モデル事業	地域協議会					●																	

③地域一体となった捕獲体制の整備

地域一体となった捕獲体制のモデル事例を創出するため、地域ぐるみの捕獲推進モデル事業を遠野市において実施する。被害状況調査や捕獲技術講習会、フォーラムを開催する。

地域ぐるみの捕獲推進モデル事業実施計画(遠野市)

内容	目的等
●講習会	
(1)住民啓発事業	
ハンター育成フォーラム	狩猟についての理解の促進を図り、新たな狩猟者の発掘に取り組む
地域ぐるみの捕獲推進講習会	地域がどのように捕獲に取り組むべきか、他の先進事例を交えた講習会の開催により、住民意識の醸成を図る
啓発用パンフレット作成	農家が取組むべき取組やシカ対策の現状に係るパンフレットを作成し、市民の意識啓発に取り組む。
(2)新たな従事者の確保	
狩猟免許普及講習会	狩猟に興味を持つ農家等を対象に、狩猟の仕組みや試験の概要について講習を行う。
狩猟免許予備講習会	狩猟免許試験の取得を希望する農家等を対象に予備講習会を開催し、新たな狩猟者の確保に取り組む。
(3)実施隊の技術向上	
わな捕獲技術向上講習会	実施隊員のわな捕獲技術向上を目的に、設置から捕獲までの一連の講習に取組み、捕獲率の向上を目指す。
新人わな研修会	免許取得後間もないわな免許所持者を対象に、設置から捕獲検証までの一連の講習に取組み、捕獲率の向上を目指す。
(4)わな補助者の確保	
わな補助者向け講習会	免許を持たない農家等を対象にわな補助者として活動できる内容について講習を行うことで、補助者の育成に取り組む
●生息状況調査	
糞塊密度調査	市内のニホンジカの生息状況について把握する。
●被害状況調査	
農作物の被害状況調査	市内の農作物の被害状況について把握する。

⑥有害捕獲許可の権限移譲

シカの有害捕獲許可事務の迅速な対応により住民サービスの向上を図るため、シカの有害捕獲許可の権限移譲を行っており、平成25年4月から滝沢村に権限を委譲し、全市町村への権限移譲となっている。

(4)シカ捕獲技術の実証

シカの効果的な捕獲方法の導入を検討するため、他県において実施されている犬を用いた捕獲方法について、実証試験を実施する。(10月)

(5) 捕獲の担い手の確保・育成

①捕獲の担い手対策実施計画

H25捕獲の担い手対策実施計画(市町村別)

実施内容	事業名	事業主体	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	遠野市	大槌町	宮古市	矢巾町
狩猟免許試験	県単独事業	県	●				●		●	●
狩猟免許試験予備講習会	県単独事業	県	●				●		●	●
狩猟免許取得手数料補助金	市町村単独事業	市町村		●	●					
有害捕獲従事者補助金	市町村単独事業	市町村、地区協議会			●	●				
ハンター育成フォーラム	地域ぐるみの捕獲推進モデル事業	地区協議会					●			
地域ぐるみの捕獲推進講習会	地域ぐるみの捕獲推進モデル事業	地区協議会					●			
狩猟免許普及講習会	地域ぐるみの捕獲推進モデル事業	地区協議会					●			

②狩猟免許試験の開催

狩猟者確保に向けて、狩猟免許試験の開催回数を昨年度より1回増やし、4回開催する。

H25狩猟免許試験

開催回数	会場	開催日	備考
4回	大船渡市 大船渡地区合同庁舎	7/7(日)	
	矢巾町 岩手県消防学校	9/8(日)	
	遠野市 遠野地区合同庁舎	12/8(日)	わな・第1種銃猟限定
	宮古市 新里福祉センター	2/2(日)	わな・第1種銃猟限定

③狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟者確保のため、狩猟免許試験の合格率向上を目的に、狩猟免許試験予備講習会を開催する。狩猟免許試験の開催回数の増に対応し、狩猟免許試験予備講習会の回数も増加する。

④鳥獣被害対策実施隊の設置推進

有害捕獲等の担い手確保に向けて、市町村の被害防止計画に基づく捕獲等鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進する。

⑤東日本大震災で被災した方の狩猟者登録手数料等の免除

東日本大震災により被災した狩猟免許所持者を対象にした手数料の免除を今年度も継続して実施する。

- ・狩猟免状再交付手数料 (1,000円)
- ・狩猟者登録手数料 (1,800円) ※ただし、有害捕獲に携わったことがある等の条件がある。

3 被害防除対策

(1) 農業被害防除対策実施計画

①被害防除対策計画

H25被害防除関連事業実施計画

実施内容	事業名	実施主体	実施市町村												
			大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	遠野市	大槌町	宮古市	一関市	金ヶ崎町	盛岡市	紫波町	雫石町	
侵入防止柵設置・補助、資材配布	鳥獣被害防止総合対策事業 シカ防護網設置事業 市町村単独事業	地区協議会、市町村	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
被害状況調査(アンケート等)	鳥獣被害防止総合対策事業 市町村単独事業 地域ぐるみの捕獲推進モデル事業	市町村	●	●	●	●	●				●				
研修会等開催	鳥獣被害防止総合対策事業 地域ぐるみの捕獲推進モデル事業	地区協議会	●		●		●						●		
シカパトロール	緊急雇用事業 シカパトロール事業 鳥獣被害防止総合対策事業	市町村、地区協議会	●	●	●	●			●				●	●	●

(2) 被害防除体制の整備

今年度も市町村における協議会の設置、被害防止計画の作成及び鳥獣被害隊策実施隊の設置を推進する。

被害防止対策実施体制整備

実施内容	実施主体	実施内容
岩手県鳥獣被害対策連絡会	県(農林水産部)	【県内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】 ・市町村被害防止計画作成(地域協議会設置)に向けた意識啓発 ・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発
被害対策支援チーム	県(広域振興局)	【地域の被害防止対策の推進、広域連携対策の実施】 ・市町村被害防止計画の作成指導
地域協議会	市町村	【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】
農作物被害に係る鳥獣被害防止対策検討チーム	県(農林水産部)	【農作物被害の低減を図る具体的な対策を検討】 ・構成: 農林水産部農業振興課、農業普及技術課、環境生活部自然保護課

被害防止計画作成状況 ※対象鳥獣にシカを含む市町村のみ

作成年度	実施市町村
平成20年度	大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
平成21年度	岩泉町、一関市
平成22年度	大槌町、盛岡市
平成23年度	釜石市、山田町
平成24年度	八幡平市、雫石町、紫波町、矢巾町、花巻市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、宮古市、久慈市、野田村、普代村
平成25年度	滝沢村

鳥獣被害対策実施隊設置状況 ※対象鳥獣にシカを含む市町村のみ

作成年度	実施市町村
平成21年度	岩泉町
平成23年度	一関市
平成24年度	遠野市、花巻市
平成25年度	雫石町、住田町、陸前高田市、金ヶ崎町

①地域ぐるみの被害防止対策指導者育成研修

地域ぐるみの被害防止対策の指導者を育成するため、鳥獣の生態から効果的な捕獲・対策に関する講義と現地実習を行う。

対象：市町村職員、農協職員等

②侵入防止柵設置指導者育成研修

農業者に対して侵入防止柵の設置を指導する人材を育成するため、現地実習を行う。

対象：農業改良普及員、農協職員、市町村職員等

(3) 林業被害防除対策実施計画

H25林業被害対策実施予定(市町村別)

実施内容	事業名	事業主体	大船渡市	陸前高田市	釜石市	遠野市	葛巻町
忌避剤塗布	治山事業 森林整備事業	県、市町村、森林組合他	●	●	●	●	●
防護柵設置	森林整備事業	市町村、森林組合他	●	●	●	●	

(4) 自然植生被害対策実施計画

①早池峰山周辺地域における捕獲の強化

猟友会、市町村と連携し、早池峰山周辺地域における捕獲を推進する。

②鳥獣保護区等の見直しによる可猟区域の拡大

シカの逃げ場ともなっている鳥獣保護区等の見直しによる可猟区域の拡大について、検討を進める。

4 生息環境管理

(1) シカを寄せ付けない環境づくり

①生息環境管理実施計画

H25生息環境管理実施計画

実施内容	事業名	実施主体	大船渡市
耕作放棄地刈払い	鳥獣被害防止 総合対策事業	地区協議会	●

(2) 個体数増加の防止

個体数増加の引き金となっている草地について、現状把握のため、情報収集を行う。

5 モニタリング調査

(1) モニタリング調査

H25モニタリング調査実施予定

区 分	内 容	調査時期等
①目撃情報の収集	狩猟及び有害捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率を把握することにより、個体数の増減、分布状況の指標とする。	通年
②目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする。	通年
②生息密度調査	区画法や糞塊法により生息密度の変化を把握し、個体数の増減の指標とする。	区画法：10月～11月 糞塊法：10月～12月
③捕獲個体調査	狩猟及び有害捕獲された個体について、年齢・栄養状態を分析し、個体群状況の指標とする。	11月～2月
④植生(ササ)調査	植生(ササ)の被食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響を指標とする。	6月
⑤被害調査	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握する。	①農業被害：通年 ②林業被害：5月

6 普及啓発

(1) 第4次シカ保護管理計画の周知

第4次シカ保護管理計画内容の周知のため、市町村の担当職員等を対象に説明会を開催する。

(2) 地域住民への普及啓発

市町村広報等を活用し、鳥獣被害対策に対する地域住民の意識啓発を図る。